金銭消費貸借契約書

〇（以下「貸主」という。）、〇（以下「借主」という。）および〇（以下「保証人」という。）は、次のとおり合意したため、この金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（金銭消費貸借の合意）

貸主は借主に対し○年○月〇日、金〇円を貸し渡し、借主はこれを借り受ける。

第2条　（金銭の授受）

貸主は前条の金員を〇年〇月〇日限り、借主が指定する口座に振り込む方法により貸し渡す。なお、振込手数料は貸主の負担とする。

第3条　（返済方法等）

借主は貸主に対し、第1条の借入金の返済金として○年○月から〇年〇月までに、毎月金〇万円ずつ末日限り（合計〇回の分割払い）支払う。

2　前項の支払いは、貸主が指定する口座に振り込む方法により行うものとする。なお、振込手数料は借主の負担とする。

３　利息は、元本に対して年●％（年365日日割計算）とし、借主は貸主に対し毎月分を前項の元本とともに支払う。

第4条　（遅延損害金）

借主が返済期日において本契約に基づく債務の全部または一部の弁済をしない場合、貸主に対し、返済期日の翌日から完済に至る日までの期間につき年14.6％（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払う。

第5条　（連帯保証）

保証人は本契約に基づいて生ずる一切の債務について、借主と連帯して保証する。

第6条　（期限の利益の喪失）

借主または保証人が下記のいずれかにあたる場合、貸主の催告を要せず、借主は期限の利益を失い、借主および保証人は、本契約に基づき貸主に対して負担する一切の債務を直ちに支払うものとする。

一　支払の停止または破産、民事再生手続、会社更正手続開始、会社整理の開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

二　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三　仮差押、仮処分もしくは差押を受けたとき。

第7条　（貸主の債務不履行）

貸主が第2条に定める期日までに貸渡しを実行しない場合、借主は、借り受ける前に本契約を一方的に解除できるものとする。

２　前項に基づく解除は、借主から貸主に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条　（借主による解除）

借主は、貸主が貸渡しを実行するまでの間、本契約を解除することができる。

２　前項に基づく解除は、貸主から借主に対する損害賠償請求を妨げない。

第9条　（借主の期日前返済）

借主は第3条にかかわらず期限の利益を放棄し、貸主に対して繰り上げ返済することができる。

２　前項に基づく返済は、返済期日前に返済を受けたことにより損害を受けた場合における貸主から借主に対する損害賠償請求を妨げない。

第10条　（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の争訟は 〇裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条　（協議解決）

本契約の定めのない事項または疑義が生じた事項については、貸主、借主および保証人は、誠意をもって協議し、解決することとする。

2　前項の協議を行う場合、当該協議を行う旨の合意を書面または電磁的記録にて行うものとする。

（以下、余白）

本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

〇年〇月〇日

貸主

借主

保証人